

公告第5号

湯沢雄勝広域市町村圏組合やまばと園の指定管理者公募について

湯沢雄勝広域市町村圏組合公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成20年条例第1号）第2条の規定により指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を下記のとおり公募するので、湯沢雄勝広域市町村圏組合公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成20年規則第1号）第2条の規定により公告する。

令和5年10月2日

湯沢雄勝広域市町村圏組合

管理者 佐藤 一夫

記

1 公募条件等

公募条件等に関する事項は、別添「湯沢雄勝広域市町村圏組合やまばと園指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）」のとおりとする。

2 公募手続の日程

指定管理者の募集から管理運營業務開始までの予定は、次のとおりとする。

項 目	日 程
募集要項等のホームページ掲載	令和5年10月2日(月)～10月31日(火)
申請受付	令和5年10月2日(月)～10月31日(火)

質問受付	令和5年10月2日(月)～10月23日(月)
指定管理者(候補者)選定委員会の開催	令和5年11月下旬
指定管理者(候補者)選定及び公表	令和5年12月中旬
指定管理者の指定	令和5年12月下旬
指定管理者との協定書締結	令和6年3月
指定管理者による管理運営業務開始	令和6年4月1日(月)

注意事項

- ・ 上記期間にかかわらず、土曜日、日曜日及び祝日は、申請書の提出を行うことができないものとする。
- ・ 申請書の提出を行うことができる時間は、午前9時から午後5時までとする。
- ・ 上記日程は予定であり、事情により変更する場合がある。

3 公募方法

- (1) この公募に参加しようとする者は、募集要項を確認のうえ、募集要項に示す申請期間に申請に必要な書類を提出すること。
- (2) 審査の過程において、追加で書類の提出を求める場合がある。
- (3) この公募の申請により生じる費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

4 その他

詳細又は不明な点については、湯沢雄勝広域市町村圏組合 事務局 事業管理課 事業管理班に照会すること。

(電話：0183-73-9691、FAX：0183-72-3821)